令和８年２月８日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

大阪府選挙管理委員会

## 告示番号：１

最高裁判所判事
**高須順一**（たかす じゅんいち）
昭和三四年一〇月九日生

**略歴**

東京都葛飾区生まれ。春日部高校、法政大学法学部を卒業。京都大学大学院法学研究科法政理論専攻修了・京都大学博士（法学）。法政大学名誉教授。
昭和六三年　四月　弁護士登録（東京弁護士会）
平成　二年　四月　法政大学法学部非常勤講師
　　一六年　四月　法政大学大学院法務研究科教授
　　二一年一一月　法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
　　二八年　六月　公益財団法人日弁連法務研究財団常務理事
　　三〇年　四月　法政大学大学院法務研究科長
令和　元年　五月　日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
　　二年　六月　日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
　　二年一一月　最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
　　六年　四月　公益財団法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
　　七年　三月　最高裁判所判事

**最高裁判所において関与した主要な裁判**

一　令和七年六月二三日　第二小法廷決定
　医療観察法四二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の問題であって、憲法適否の問題ではない（全員一致・裁判長）。
二　令和七年九月二六日　第二小法廷判決
　令和六年に行われた衆議院議員総選挙当時において、公職選挙法一三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、憲法一四条一項等に違反しないとした多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの意見を付した。
三　令和七年一二月二三日　第二小法廷決定
　大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の各規定と軽犯罪法一条二三号との間に矛盾抵触はなく憲法九四条には違反しない（全員一致）。
四　令和八年一月九日　第二小法廷判決
　国家公務員宿舎の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた県は、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対する国の所有権に基づく建物明渡請求権を代位行使して、同占有者に対して同住戸の明渡しを求めることができる（意見付加）。

**裁判官としての心構え**

制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解釈論を構築する必要があり、そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈を試みることに専心する所存です。「法律学は、実現すべき理想の探求を伴わざる限り盲目であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」、これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聴き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思っております。

## 告示番号：２

最高裁判所判事
**沖野眞已**（おきの まさみ）
昭和三九年一月一二日生

**略歴**

奈良県生まれ。平群東小学校、平群中学校、大阪教育大学教育学部附属高等学校平野校舎（ＡＦＳ交換留学プログラムによる米国ミネソタ州・プレインビュー・ハイスクール）、東京大学法学部を卒業、米国・ヴァージニア大学ロースクール修了（ＬＬ．Ｍ．）。
昭和六一年一〇月　司法試験合格
　　六二年　四月　東京大学法学部助手
平成　二年一〇月　筑波大学社会科学系専任講師
　　五年　四月　学習院大学法学部助教授
　　一一年　四月　学習院大学法学部教授
　　一四年　四月　法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職・法務省民事局付）
　　一六年　四月　学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）教授兼法学部教授
　　一九年　四月　一橋大学大学院法学研究科教授
　　二二年一〇月　東京大学大学院法学政治学研究科教授
令和　七年　四月　東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
　　七月　最高裁判所判事

**最高裁判所において関与した主要な裁判**

一　令和七年一〇月二〇日　第三小法廷決定
　全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額につき訴因を上回る金額を認定するに当たり訴因変更手続を経なかったことに違法はないとした（全員一致）。
二　令和七年一〇月二一日　第三小法廷決定
　コンテナ倉庫が刑法一三〇条にいう「建造物」に当たるとした（全員一致）。
三　令和七年一二月一〇日　第三小法廷決定
　病院の診療録中、刑訴法三二三条二号により採用された出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第一審判決の認定判断を違法とした（全員一致）。
四　令和七年一二月二三日　第三小法廷判決
　住宅の液化石油ガス消費設備につき、無償配管の慣行のもと、配管の設置費用等に関して、所定の期間経過前に消費者が液化石油ガスの供給等契約を終了させる場合に所定の金額を液化石油ガス販売事業者に支払う旨を定めた条項が、消費者契約法九条にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たり、かつ、平均的な損害は零であるとして、その全部が無効になるとした（全員一致）。
五　令和七年一二月二三日　第三小法廷判決
　液化石油ガス供給のために戸建て住宅に設置された消費設備に係る配管等につき当該住宅に付合しており民法二四二条ただし書の適用もないとした（全員一致）。
六　令和八年一月二〇日　第三小法廷判決
　弁護士がその職務に関して預かり保管する金員を管理するため開設した「預り金口座」に係る預金債権について、それが信託財産に属する財産であるとして弁護士の固有債権者の差押えを排除できるためには、信託契約の成立要件として少なくとも信託の目的についての合意の成立を具体的に主張する必要があり、また、信託財産に属する財産であるかどうかは事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されるべきであるとした（全員一致、意見付加）。

**裁判官としての心構え**

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

## 最高裁判所裁判官国民審査投票上の注意について

１　国民審査の投票用紙には
　（１）　やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に × を書いてください。
　（２）　やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
２　投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
３　投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れないで係員に返してください。
　なお、投票用紙を持ち帰ることは法令に違反しますので、持ち帰らないで係員に返してください。

**投票日時 ▶ ２月８日(日) 午前７時から午後８時まで**